平成２４年（フ）第３８号
福岡県行橋市大字下稗田956番地　谷崎キヨ方
債務者　定村　実三
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１２０３号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目30番地Ｂ－ＢｅＨｏｕｓｅ102号、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口42番地の１　ヴィラこやま１号
債務者　谷　　竜児
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９８号
神戸市北区広陵町３丁目43番地
債務者　三村　正明
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８５号
神戸市灘区船寺通１丁目５番20号　タツノビル301号、前住所神戸市灘区鹿ノ下通３丁目２番７－301号
債務者　前田　長男
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９８号
神戸市中央区再度筋町12番６号　ユートピア再度３Ｆ
債務者　鶴嵜　　巌
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１５号
神戸市灘区倉石通４丁目１番16号
債務者　山成　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２９号
神戸市垂水区旭が丘３丁目12番２－403号
債務者　森原　正則
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
山口県美祢市大嶺町東分2011番地下領北団地Ｂ205号
債務者　村田　　歩
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７３号
鹿児島県鹿屋市新川町5380番地　新川市営住宅19号
債務者　原澤　美華
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
青森県むつ市大畑町本町198番地15
債務者　柴田　夏美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
青森市大字浪館字近野13番地16
債務者　四戸かすみ
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
熊本市中央区南熊本５丁目11番12号、前住所熊本市本荘町684番地１　104号
債務者　飯田　　健
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７４号
熊本市西区上代８丁目14番３号　サンライフ三原Ａ－101
債務者　松原　英理
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８０号
熊本市西区島崎５丁目35番18号
債務者　堀内　節枝
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８１号
熊本市西区島崎５丁目35番18号
債務者　三浦千代子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８３号
熊本市中央区南熊本５丁目11番12号、前住所熊本市本荘町684番地１　104号
債務者　飯田ヒトミ
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号
熊本県合志市幾久富1866番地1393　ソルモナージュ103号
債務者　俣野　志保
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係